(仮称)福岡都市圏南部最終処分場 生活環境影響調査計画書

平成22年 8月

福岡都市圏南部環境事業組合

はじめに

福岡都市圏南部環境事業組合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137号)第8条第3項に基づき、最終処分場の設置と周辺地域の環境との関連性を調べ、より周 辺環境に配慮した事業となるよう、生活環境影響調査を行います。

本計画書は、生活環境影響調査の着手にあたり、調査を行う項目の選定、調査・予測・評価の手法等についてとりまとめたものです。

平成 22 年 8月 福岡都市圏南部環境事業組合

目 次

はじめに	
第1章 事業計画の概要1-	-1
1.1 事業者の名称及び住所1-	-1
1.2 事業の目的1-	-1
1.3 事業の内容1-	-1
(1)事業の名称1-	-1
(2)事業の種類1-	-1
(3)事業の規模1-	-1
(4)事業予定区域1-	-1
(5)事業予定区域の状況1-	-1
(6)工事計画の概要1-	-3
(7)埋立計画1-	-5
(8)環境保全対策1-	-7
第2章 生活環境影響調査の進め方2-	-1
2.1 生活環境影響調査とは2-	-1
2.2 生活環境影響調査の進め方2-	-2
第3章 対象事業予定区域及びその周囲の概況3-	-1
3.1 地域の自然的状況3-	-1
(1)大気環境の状況3-	-3
(2)大気質3-	-4
(3)水環境の状況3-	-8
(4)土壌及び地盤の状況3-1	5
(5)地形及び地質の状況3-1	5
(6)動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況3-1	7
(7)景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況3-2	24
3.2 地域の社会的状況3-2	
(1)人口及び産業の状況3-2	27
(2)土地利用の状況3-3	0
(3)河川水及び地下水の利用の状況3-3	4
(4)交通の状況3-3	
(5)環境保全の配慮が必要な施設及び住宅の配置状況3-3	8
(6)上下水道施設の整備状況3-4	
(7)一般廃棄物の処理状況3-4	

(8)環境保全を目的として法令等により指定された地域の状況及び規制等の内容…3-45

第4	1章	□ 生活環境影響調査の項目並びに調査、予測及び評価の手法 ············4-1
4	.1	生活環境影響調査を行う項目及びその選定理由4-1
((1) 生活環境影響調査を行う項目の選定結果
((2) 選定理由または不選定理由4-3
4	.2	調査の手法4-6
4	.3	予測の手法
4	.4	評価の手法4-40